

令和5年度和束町価格高騰緊急支援 給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

和束町役場から
確認書を発送しています
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります
令和5年6月1日時点で
住民登録のある方が対象です

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請時点で和束町に住民登録のある
方は和束町役場に申請してください

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

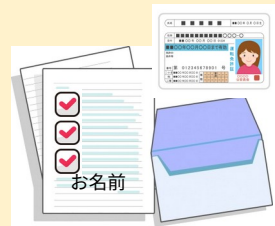
世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、和束町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認し、同封の返信用封筒に入れて、

返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 / 単身の場合：93万円以下、扶養親族1人の場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに和束町役場税住民課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請期限

令和5年10月31日（火）まで



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



和束町役場税住民課

0774-78-3005

平日8:30~17:15（12:00~13:00昼休み除く）